



令和7年12月4日

弥富市長 安藤正明様

弥富市特別職報酬等審議会
会長 久須義光

特別職の報酬等の額の改定等について（答申）

令和7年11月5日付けで当審議会に対し意見を求められた弥富市長、副市長及び教育長の給料月額並びに弥富市議会議員の報酬月額の改定等について、ここに答申します。

答 申

(1) 報酬等の額

市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額については、次のとおりとすることが適當である。

区 分	現 行	改 定 後	改定差額	改 定 率
市 長	931,000円	944,000円	13,000円	1.4%
副市長	770,000円	780,000円	10,000円	1.4%
教育長	672,000円	681,000円	9,000円	1.4%
議 長	498,000円	504,000円	6,000円	1.4%
副議長	446,000円	452,000円	6,000円	1.4%
議 員	398,000円	403,000円	5,000円	1.4%

※改定差額は、現行額に改定率を乗じて得た額を増じた額（千円未満切捨）

(2) 改定実施時期

改定実施時期については、令和8年4月1日とするのが適當である。

(3) 答申理由

当審議会では、市長・副市長・教育長の給料および議會議員の報酬について、以下の観点から慎重に審議を行った。

① 検討の基礎となる状況認識

令和7年度における人事院勧告の指定職俸給表改定率(+2.8%)、平成28年度から令和5～7年度までの累計相当(+4.2%)、消費者物価指数の上昇(平成28年から令和7年で+13.4ポイント)など、近年の物価動向および賃金改定状況を確認した。また、近隣市に

おける特別職報酬の改定動向として、指定職改定率を財政事情等により圧縮して適用する例があることも参考した。

本市の財政状況については、財政力指数 0.94 と相対的に良好である一方、将来負担比率の高さや基金残高が少なめであることなど、中長期的な財政制約も考慮すべき状況にある。

② 特別職(市長・副市長・教育長)について

特別職については、常勤として土日を含む公務への対応、重い職責と負荷を担っていること、また人材確保の観点からも適正な水準を維持する必要性が指摘された。現行の月額順位が県内 37 市中で市長、副市長、教育長ともに 30 位以下の下位にあることも踏まえ、一定の引上げが必要との認識で概ね一致した。

改定率については、指定職改定率(+2.8%)をそのまま適用する案から、財政負担を考慮して半分程度(+1.4%)とする案まで幅広く検討したが、財政の制約、近隣自治体の動向等を総合的に勘案し、+1.4%が妥当との結論に至った。

③ 議会(議長・副議長・議員)について

議員報酬については、本市が政務活動費を支給しておらず議員の自己負担が生じている実態、若年層や専業議員の生活上の困難、議員活動への専念性確保の必要性などから、一定の引上げに理解を示す意見が多数を占めた。

一方で、直近選挙における競争性の低さ(定数 16 に対し立候補 17)、報酬引上げが直ちに若年層の立候補増加に結びつくとは限らないこと。また、議員 1 人当たり人口が 2,710 人(県内 2 位)であることなど、定数の妥当性も別途検討すべき課題であることなどから、据置を主張する意見も存在した。

慎重な議論の結果、政務活動費がない実情や議員活動の実態を重視し、特別職と同様に+1.4%の改定が適当と判断した。なお、前回(平成 28 年)には副議長のみ据置とした経緯があったが、三役・議会いずれも同率とすることが望ましいとの意見が複数示され

た。

(4) 付帯意見

本審議会は前回開催から9年が経過しており、その間の社会経済情勢の変化に適時対応できていなかった反省を踏まえ、今後は少なくとも隔年での開催を求める。これは報酬の引上げを前提とするものではなく、据置や引下げも含めた定期的な見直しの機会を確保するためである。

また、より幅広い市民意見を審議に反映させる観点から、日頃から市と関わっている公共的団体以外に、地域に密着した団体の代表者等も登用することが望ましい。

さらに、審議の専門性の一層の向上を期するため、可能な範囲で、地方自治に精通する知見を有する者を委員として選任することが適当である。